白土・涼松地区計画　計画書

平成17年12月27日決定　東郷町告示第59号

平成22年12月24日変更　東郷町告示第54号

名　　称		白土・涼松地区計画
位　　置		東郷町大字春木字白土、字涼松、字音貝、字半ノ木、字藤坂及び涼松二丁目地内
面　　積		約42.3ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、名古屋市と隣接する本町の西端に位置し、住宅地として恵まれた立地条件を有した区域である。しかしながら現在は、主要地方道名古屋岡崎線より北側の区域において、狭隘幅員、行止りといった問題を抱えた道路が多くみられる上、これら道路沿いに開発や個々の建築行為が進行し、スプロール的な市街化の進展が問題となっている。また、地区の南側においては、雑種地や農地が多く広がり、都市基盤整備の遅れが問題となっている。 したがって、本計画は、地区施設の計画的な誘導を図り、良好な住環境の形成をめざす。
	土地利用の方針	質の高い低層住宅地としての土地利用と主要地方道名古屋岡崎線をはじめとする幹線道路沿道の利便性の活用を図るため、次の方針により土地利用を誘導する。 ①低層住宅地区 低層専用住宅を基本とする良好な居住環境を備えた住宅市街地の形成を図る。 ②沿道地区A 隣接する低層住宅地区の居住環境に配慮しながら、中高層住宅の立地も許容する住宅地への誘導を図る。 ③沿道地区B 隣接する低層住宅地区の居住環境に配慮しながら、一定の利便施設の立地も許容する住宅地への誘導を図る。 ④沿道地区C 隣接する低層住宅地区の居住環境に配慮しつつ既存立地施設を考慮しながら、一定の利便施設の立地も許容する住宅地への誘導を図る。
	地区施設の整備方針	既存の道路等を有効に活用しながら、健全で良好な住宅市街地を形成するため、区画道路等の改善及び整備を行う。
	建築物等の整備方針	良好な居住環境の創出を図るため、建築物の用途の制限を定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			道路 1号	4.0m	約243m	拡幅
			道路 2号	4.0m	約 47m	拡幅
			道路 3号	5.0m	約100m	拡幅
			道路 4号	4.0m	約150m	新設
			道路 5号	4.0m	約 70m	新設
			道路 6号	6.0m	約 69m	新設
			道路 7号	6.0m	約135m	新設
			道路 8号	4.0m	約217m	拡幅
			道路 9号	6.0m	約121m	拡幅
			道路10号	4.0m	約 23m	新設
			道路11号	4.0m	約 85m	拡幅
			道路12号	6.0m	約 65m	拡幅
			道路13号	4.0m	約 51m	拡幅
			道路14号	6.0m	約 69m	新設
			道路15号	6.0m	約155m	新設
			道路16号	4.0m	約 33m	新設
			道路17号	4.0m	約 12m	拡幅
			道路18号	4.0m	約 51m	拡幅
			道路19号	4.0m	約 33m	拡幅
			道路20号	4.0m	約105m	拡幅
			道路21号	4.0m	約112m	拡幅
			道路22号	4.0m	約 59m	拡幅
			道路23号*	―	―	―
			道路24号	6.0m	約112m	新設
			道路25号	6.0m	約166m	新設
			道路26号	6.0m	約 49m	拡幅
			道路27号	4.0m	約 90m	拡幅
			道路28号	4.0m	約 89m	拡幅
			道路29号	6.0m	約120m	拡幅
			道路30号	6.0m	約150m	新設
			道路31号	4.0m	約204m	新設
			道路32号	4.0m	約103m	拡幅
			道路33号	4.0m	約140m	拡幅
			道路34号	4.0m	約 60m	拡幅
			道路35号	4.0m	約105m	新設
			道路36号	4.0m	約 38m	拡幅
			道路37号	4.0m	約 74m	拡幅
			道路38号	4.0m	約118m	拡幅
			道路39号	4.0m	約 56m	新設
			道路40号	6.0m	約260m	新設
			道路41号	4.0m	約128m	拡幅
			道路42号	4.0m	約 76m	新設
			道路43号	6.0m	約 98m	新設
			名称	面積		備考
			転回場	約 30㎡		新設

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	①低層住宅地区	②沿道地区Ａ	③沿道地区Ｂ	④沿道地区Ｃ
			地区の面積	約 37.5ha	約 0.8ha	約 1.4ha	約 2.6ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　公衆浴場	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　公衆浴場 2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年７月10日法律第122号。以下「風営法」という。）第２条第６項第５号で定める物品を貸し付ける店舗	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　公衆浴場 2　風営法第２条第６項第５号で定める物品を販売し、又は貸し付ける店舗 3　工場（建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）第130条の6で定めるものを除く。） 4　ホテル又は旅館 5　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 6　自動車教習所 7　畜舎	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1　公衆浴場 2　風営法第２条第６項第５号で定める物品を販売し、又は貸し付ける店舗 3　ホテル又は旅館 4　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 5　自動車教習所 6　畜舎

*道路 23 号は欠番

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」
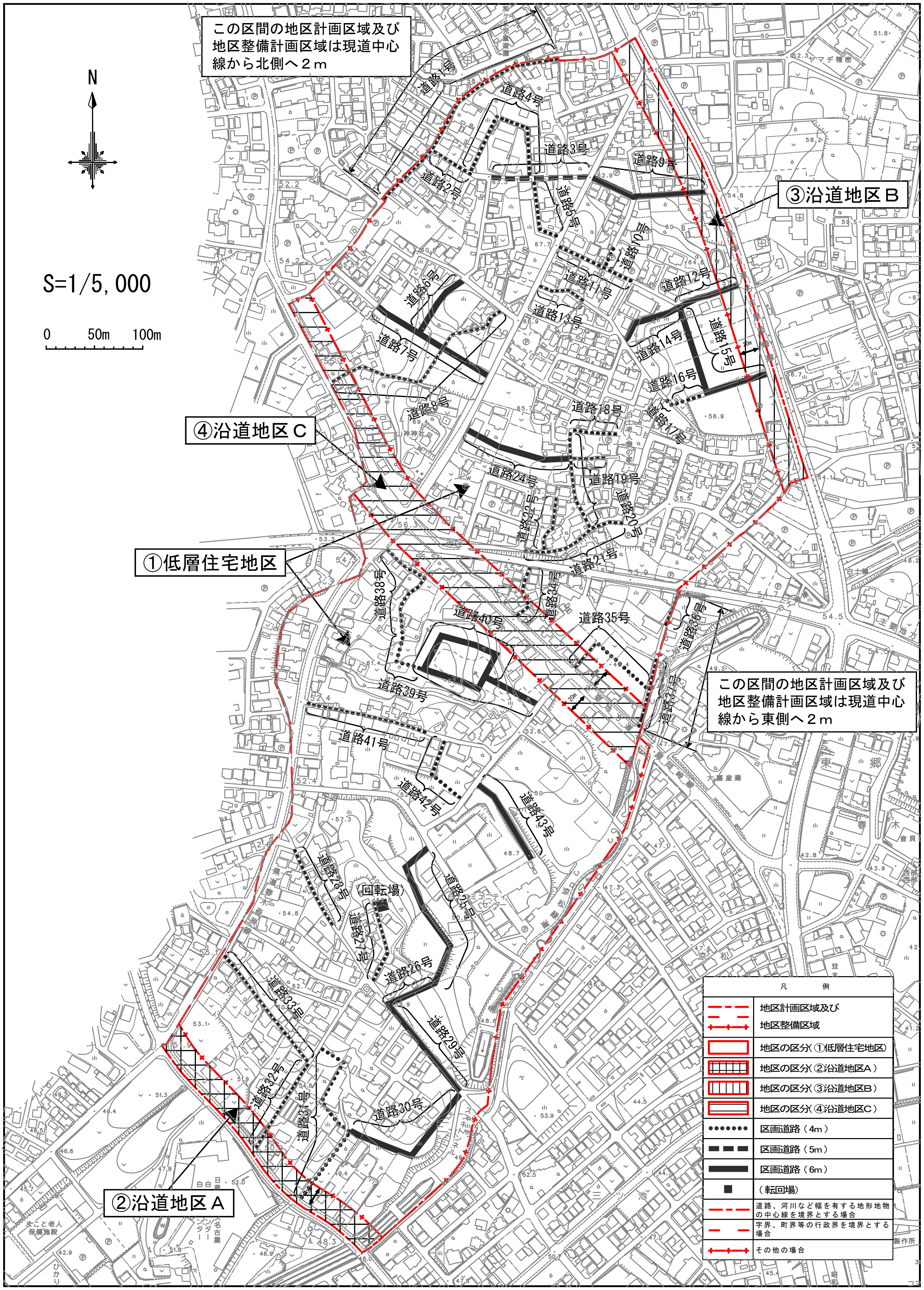
名古屋都市計画　白土・涼松地区計画　計画図